

第二十二回国会 衆議院 商工委員会 會議録 第十四号

昭和三十年五月十九日(木曜日)

午前十時五十分開議

出席委員

委員長 田中 角榮君

理事 前田 正男君 理事 永井勝次郎君

理事 山手 満男君 理事 内田 常雄君

理事 前田 正男君 理事 永井勝次郎君

阿左美廣治君 秋田 大助君

小笠 公昭君 齋藤 憲三君

笹本 一雄君 鈴木周次郎君

加藤 精三君 鹿野 彦吉君

神田 博君 小坪 久雄君

南 好雄君 櫻井 奎夫君

田中 武夫君 帆足 計君

八木 昇君 伊藤卯四郎君

菊地登之輔君 佐々木良作君

松平 忠久君

出席國務大臣

通商産業大臣 石橋 湛山君

國務大臣 高橋達之助君

出席政府委員

総理府事務官 (経済審議庁 計画部長) 佐々木義武君

通商産業事務官 (大臣官房長) 岩武 照彦君

通商産業事務官 (重工業局長) 鈴木 義雄君

委員外の出席者

総理府事務官 (自治庁財政部 理財課長) 大村 襄治君

通商産業事務官 (重工業局長) 柳井 孟士君

通商産業事務官 (重工業局長) 蒲谷 友芳君

計量課長

運輸技官(船舶局 畑 賢二君  
関連工業課長)

専門員 谷崎 明君

専門員 越田 清七君

専門員 田地与四松君

専門員 菅田清治郎君

五月十九日

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第五一五号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

計量法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二二五号)

自販車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三〇号)

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第五一五号)

原子力の平和的利用に関する件

○田中委員長 これより會議を開きます。

前會に引き続き計量法等の一部を改正する法律案及び自販車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案を一括議題とし質疑を続行いたします。質疑は通告順によつてこれを許します。永井勝次郎君。

○永井委員 ただいま議題となりました自販車競技法等の臨時特例に関する法律であります。これについてお尋ねをいたします。

この法案は臨時特例であります。大体どのくらいの期間を目途としてこの法律を実施しようとしておられるのか、

競輪の運営審議會を作つて、今後の問題についてはいろいろ処理をされるのであります。大体この法律はどのくらいの期間を目途として実施されようとするのであるか、これを一つ伺いたい。

○石橋國務大臣 一応五年と考えておるのでございますが、しかしこの処理方法が、いい案が立ちますればできるだけ早く案を立ててほしい、かように考へて督促はいたすつもりであります。

○永井委員 大体五年という目途でやりになるとして、これは競輪をもつと強化して発展させようという考へ方が土台になつておるのか、あるいはこれは非常な悪いものであるから、すみやかに廃止したい、その廃止のためいろいろの経過措置として五年間が必要である。その間にスムーズに廃止ができるような措置を講ずる、こういう考へ方の五年間であるのか、これを伺いたい。

○石橋國務大臣 御承知と思ひますが、必ずしも業者でなくとも競輪というものは日本の特色であるから、一つ大いに盛んにしたいという論もあることは事実と思ひますが、われわれとしては、ただいまのところはさうに考へておりません。これを大いに強化するために五年という考へておるのではないのであります。いろいろ地方財政その他の影響もありますから、五年の間に適當にこれを処理する方法は逐次実行していきたい、かように考へて当分は、こういうわけであり

ます。

〔委員長退席、前田(正)委員長代理着席〕

○永井委員 そういう考へ方であるとするならば、五年という、こういう長期の期間が必要であるという根拠はどのういふところにあるか。

○石橋國務大臣 一つは例の地方財政の關係でございます。地方財政の処理が、なかなか議論がありますように現在非常に困難であります。幾らかでも競輪というものが地方財政を助けておりますから、これを一挙にやめてしまふといふことになりまして、地方財政の整理上も困難を來たすだろうと思ひますので、そこで地方財政の整理は大体三年と考へておるのであります。しかしながら今五年と申しましたのは、地方財政が三年間で整理ができるというは、まあ幾らかの余裕を考へておかなければいかぬと考へまして、別段法案に五年と書いてあるわけではございませんが、心組みとしてはそれくらいかかるのではないかと、さうなつてもおります。

○永井委員 競輪を中心にして非常に国民の射幸心をあおつておる、またこれを中心にしていろいろな社会悪が醸成されておるわけですが、こういう地方財政の財源の關係という問題と、この競輪を中心にして起つておる国民倫理の頹落を來たさして起つておるといふ点、これを中心として起つておるといふところの社会悪、こういうものと比重を

かけて、地方財政の財源というところに重点を置いておるような考へ方でありますが、大臣は競輪というものを基本的にとらうふうになつておるのか。そして地方財政に重点を置く根拠を一つ明確にしていただきたい。そして競輪を中心にして起つておるこの社会悪に対して、どの程度の認識と、これに對してどういふふうな考へておられるのか、この競輪というものを對する基本的な態度をお示し願ひたい。

○石橋國務大臣 その問題はなかなか割り切れないのであります。私は競輪が相當の悪影響もあるといふことは耳にいたしておるから、知らないわけではございません。しかしながらこれは一種のやほり娯樂でありますので、悪い弊害のある娯樂をとめるのには、その弊害のない一層いい何らかの娯樂を与える必要があると思ひます。然何と申すに、弊害があるからといって、これを禁止してしまふといふことをしますと、かえつて弊害が大きくなる危険もないわけではない。こういうわけではありますから、いづれにしてもすでに存在して、相當の人たちが、非常な悪弊もありましようけれども、一つのレクリエーションとして利用されておるものでもありますから、急激な手段はとるべきではないだらう、これは私の考へであります。しかしそれは今の審議會において十分検討していただきまして、禁止しても何ら差しつかえはないという結論が出來れば、われわれとしましては廢止す

ることに何らの異論があるわけではございせん。

○永井委員 事務局あたりでは、たとえば競輪によっていろいろな社会悪が若干一面に出ておる。しかしながら一面においては地方財政の財源をうるおしている。あるいは自転車産業の振興に相当の役割を果しておる。あるいは貿易、輸振振興について相当な役割を果しておる。こういうようなことを述べておるようであります。そういうような社会悪というのは、そういう地方財源なり、輸振振興なり、自転車産業の振興というような面から来る必要悪である、こういうようなことを考えて、この問題を行政的な面から処理されるということになると、これは国民の現在競輪に対して考へておる関係とは非常な隔たりになって来るわけですが、その点を一つ明確にしたい。大臣の答弁においても、これは一面においてはこうだ、しかし競輪は国民の一つのレクリエーションだ、こういうふうな非常に過大評価をされておる。過大評価というよりは、少しポイントが狂つておるのではないかと、いうような考へ方をされておるのであります。この点について、そうではない、言葉の行き過ぎではなくて、これはやはり国民のレクリエーションなんだ、競輪を廃止すれば、それによって別な弊害が起つて来る、それほど競輪は国民の娯楽あるいはレクリエーションという面に役割を果しておると思へておられるのかどうか、重ねてこの点は何つておきたいと思ひます。

〔前田(正)委員長代理退席、委員長着席〕

○石橋國務大臣 地方財政に寄与するから、また多少なり国家の納入金がありまして、それが輸振振興等に役立つからといつても、一方にもし非常な弊害があるものなら、それを許しておくべきものではないと私は考へます。しかしとにかく競輪は何年かすでに存在しておりまして、そして地方財政もさることながら、やはりこれは確かに野球とか、前からありました競馬とかいうものとの程度同じように、大衆が相当これを享受していることも事実だと思ひます。でありますからこれをやめたらすぐにどんな弊害が起るといふことは、これはやってみなければわからぬことではあります。しかしながらとにかくその熱意に政府の独断でやめようというのをすべきでないと思ひます。ですからお大衆の意見も聞き、十分の検討をして、やめるならやめようということにしたい、かようなわけで、これを審議会にかけて十分検討していただきたい、かように考へておるわけでありす。

○永井委員 いろいろ射倖心を刺激するやうな事例は、終戦後特に顕著な形で公認されて参つたと思ひます。であります。戦前には競馬程度のものではあります。したが、終戦後においては競輪が現われて来る、ドッグ・レースが現われて来る、あるいはオートバイが現われて来る、あるいはオートバイに至つてはハイファイをやるやうとした。ことにハイファイをやる場合には、その収益の幾割かは社会福祉のために献金するのだ。必ず悪いことをやるときには、その裏づけとしてこういうふうにいふことをするのだという差引勘定で、その

方面に問題ををらして、非常に貧乏でみんなが困つておる、国の財政からいつても財源がさういふふうになつて、それでさういふ特別な収入を得て、それで社会福祉をやる。それを種にし

てこの社会悪を公然化しようとする。こういう動きに政府がかへつてこれをあつと押しておる。こういう形になつておることは、これは日本の現在の政治の倫理性というものをわれわれは疑わざるを得ないのであります。ことに大臣が言うように、これを廃止することによつて、国民がそれになじんでおるので、これを急に廃止することは非常な弊害があると言ひますけれども、ほんとうに国民が終戦後この腐敗の中から日本の国を再建しなければいけない、日本の完全独立のために非常な真剣な努力をしなければいけないという、この高邁な、また真剣な気魄が、国民全体の中に広がつて、その立ち上りがありましたならば、パチンコをやつたり、ボート・レースや、あるいは競輪や、こんなところを時間を費したり、金をかけてやつておるひまはないと思ひます。そういうことをしないで、国の方において中小企業を圧迫して、あるいは農村がどんどん衰亡して行くやうな政策をとり、労働者に労働意欲を阻害するやうな政策をとつて、独占資本の強化をはかる、こういうやうな一連の政策の中に、国民の立ち上る気魄をスポイルしておいて、スポイルされた国民が、その日暮しのためにパチンコに流れて来る、競輪に流れて来る、その表現された現実だけをとりえて、これが日本の現在の姿だからといふことは、こういう競輪とかパチンコとか、射倖心をそそるよ

うなことに国民がずつと流れて行くといふことは、それだけ政治が悪化しておるのだ。政治が国民を正しく立ち上らしていかないのだ。ほんとうに政治家として反省しなければならぬ問題であるにかかわらず、さういふ社会現象が起つておるにかかわらず、その事象に對する政治家としての責任なり反省といふものを欠いて、これは必要なん

だ、さういふ考へ方は、政治家としてどうであらうかと私は考へるのであります。これに對して必ずさういふ問題が起つたときには、これは地方財源の一部にするのだ、あるいはこれによつて産業を振興するのだと言われる。これは手であつて、そんなところには問題の焦点はないのであります。大きな問題は、これによつて金をやつておるうけしやうというボスがはびこつておる。最近の新聞によつても、競輪、競馬その他における悪というものは、これだけ社会問題になっておるにかかわらず、さういふ問題に對して大臣が目をおおい、耳をおおうやうな態度をとるといふことは、政治家としての自己反省が足りないのではないかと考へてあります。これに對してどう考へてありますか。

なりませんが、どうか国会におきましても皆さんの御協力によりまして、人心の作興を企てるようにいたしたいと考へております。

○永井委員 大臣はさういふ現象は好ましくない。またわれわれが考へていますように、さういふ事象があつても、ほんとうに国民が、競輪があつても、競輪のやり方にもいろいろあるものでありますから、類例した形において競輪をやるか、あるいは大臣が言つたように、レクリエーションの形でこれをやるかといふやり方もありますが、現在の傾向は決して正しい方向に動いていない。大臣もこれは好ましくない、さういふ考へになるならば、この暫定措置といふものは、できるだけ短かい期間においてこれを処理する、さういふ真剣な取り組みが、競輪といふこのつめのあかほどの問題でありまして。非常に零細な問題でありまして。しかしこれが議会の中において公然と取り上げられて議論する上において、われわれはこの競輪といふ問題を議會においてどういふやうに議論をし、政府当局はこれをどういふやうに考へ、委員会はこれに對してどう考へるか、さういふ一つの考へ方といふものがやはり大きな問題であらう、さういふのであります。それにかかわらず、それほど悪いものだといふ認識の上に立つならば、五年間といふ長期の間を経過的な暫定措置としてやる必要は何もない。急ぐ場合には、政府は今まで自由経済で何も資料のないのに、内閣を組織したとたん経済長期六カ年計画といふものを直ちに作るほどの手腕を持つておられる。

しかも競輪というようなつめのあかは  
どの問題を五年間からならなければ結論  
が出ないというようなそんなのききな  
ことではないですか。もしほんとうに  
悪いというならば、一年なり二年とい  
うようなもつと短かい暫定期間を置い  
て、その短期間にこれを処理するとい  
うもつと真剣な態度があつてしかるべ  
きだと思ひますがいかがですか。

○石橋國務大臣 できるだけ短かい期  
間に結論を得たいことは同感でありま  
す。従つて先ほどから申しますよう  
に、政府の独断でこういうものをどう  
こう片づけることはやはりよくない  
と思ひますから、そこでいろいろの専門  
家あるいは有識者の意見を十分戦わし  
て、これをいかに適当に処理するか。  
たとえばこれから競輪をやるにしまし  
ても、競輪のやり方もいろいろあると  
思ひます。今お話しのように、ただほ  
んとくに国民のレクリエーションとし  
て存在させる形も、とればとれぬこと  
はないだらうと思ひますけれども、そ  
れらのことも十分一検討をしていた  
だきまして善処したい、かような  
わけでありまして。五年というものは  
事務的な腹づもりでありまして、何  
も五年に執着するわけではございま  
せん。けれども、そうかといつて半年や  
一年で片づくとも思ひません。相当の  
期間を要するということは地方財政の  
関係——これまた地方財政を持ち出し  
ますが、地方財政の關係から申しま  
しても一挙には片づかないと思ひます。

判の基準になる問題と考へますから、  
われわれ重ねてこれをお尋ねするので  
ありますが、われわれ今まで議院にお  
いて、委員会においていろいろ論議し  
ておりますが、すべてのものをきめる前  
にはわれわれ委員の発言についても非  
常に謙虚にわれわれが期待する以上  
に、よく趣旨を了承して実行に移しま  
すから、実行の過程で十分尽しますか  
ら、こう言つて、一たんこれが決議さ  
れてしまつと、とたんに今度は逆に、  
いかにしたら自分に都合いいようにな  
るか、これを拡大解釈をしただし書  
きがあればこれを拡大解釈する。ある  
いは何かの条件があればその条件を拡  
大解釈して勝手なことをやる。これが  
今の官僚行政の一番の罪惡としてわれ  
われはこれを徹底的に破らなければな  
らない。こういう問題として考へてお  
りますから、決議するときには五年間  
であるが、しかしなるだけ早くとい  
うようなことはわれわれが承しがたい。  
あるいは先年ずいぶんこの委員会でも  
問題になりました肥料の輸出会社法を  
つくる場合にも、これは赤字を個々の  
会社に積み上げておいて、そうして合  
理化によつて上るところの収益からこ  
の赤字を落していくというばかげたこ  
とが簡単にできるものではない。こう  
いうことをずいぶんやかましく言つた  
のですが、これは輸出をするための  
会社に赤字を積み上げて行くのだ、こ  
ういつて決議をしたのであります。と  
ころが最近聞きますと、何かこの輸出  
会社に外貨を割り当てて輸入業務をこ  
れにやらせようというやうな事務を  
やろうとしておる。実に驚くべきこと  
ばかりをやるのです。決議するときには  
どうぞこれといつてやつておいて、

そうして一たん法律が通つたら今度は  
自分勝手なことをやるというやうな従  
来の例でありますから、われわれ決議  
するときには、やはりこの問題をと  
ことんまではつきりして、將來速記録  
において、このときこう言つたじやな  
いかと、責任を明らかにするとい  
うことが必要であらうと思ひます。で  
ありますから、これは単に漠然とした  
法律の上にはどこにも五年というや  
うな期間もなければ、何もない暫定的  
な措置だ、こういうことだけである  
のであります。答弁の中で五年とい  
うことを言つてゐる。あるいは電気料  
金の問題でも、昨年の十月にきめる  
ときには、できるだけ料金を上げない  
のだということを言つておきながら、  
また大臣の責任になりましたから  
も、これはできるだけ措置をするのだ  
と言つても、三十年度予算には値下げ  
措置は何もしてない、こういうの  
で、出たとこ勝負でやつていつて、過  
ぎてしまふばそれではおかふりとい  
うことになるのであります。自転車競  
技法というやうな問題は、こんなも  
のが出てくるということ自体が私は非  
常に嘆かわしいと思つてゐるのです。  
小さな問題でありますけれども、地方  
財政に有利であるあるいは自転車振興  
に有利であるという条件によつて、  
これだけの社会悪に目をおおつてこ  
ういふ問題をただ単におおなりに通す  
といふことは、私は政治家の良心とし  
てできない、こういう立場で聞いてお  
るのでありますから、もし何であれ、  
この法案に対して最短距離で始末を  
つける、——たちまち何カ月かに六カ  
年計画を作るほどの手腕力量のある内  
閣が、競輪を今後どう処理しなければ

ならないかについて學者を招いて、そ  
して慎重審議して五年の間にこれをす  
るなんて、そんなのききなことは言  
つておられないと思うのですが、これに  
付することについてはどうお考へにな  
りますか、これを明確にしていただき  
たい。

それから今まで常に繰り返されてき  
ておる、これらのきめるときとその執  
行に當つて、手の裏をひっくり返した  
やうな豹変をすることに對して、大臣  
はどういうふうにお考へになるのか、  
これを大臣に伺つておきたい。

○石橋國務大臣 今の御意見も大体私  
は同感なのです。国会が通つてしま  
ふ、あとは政府の方であまり責任を痛  
感しない、また国会も監視が乏しいと  
いうことは、これは今の政治の非常な  
欠点だと思ひます。が、私は決して  
ためめを申すつもりはないのであり  
まして、ここで申し上げたことは必ず  
実行するといふ決意をもつてやつてお  
る次第でありますから、どうか御了承  
したいと思ひます。それから期限を付  
するといふことは、また一年とか何と  
かありますから、同じことを繰り返すの  
でありますから、さつきから繰り返  
し申しましたように、地方財政の整理が、  
今の見込みではことしですぐにでき  
ると思ひません。やはり三年くらいは  
かゝることをしていかかる、やはりこ  
れは逐次整理をせざるを得ない、そう  
いふやうな關係がありますから、まあ社会  
悪があるのに地方財政の財源のことを  
言うといふのも、御指摘のように多少  
の矛盾がありますが、その点から申し  
まして、あまり短かい期限を付され  
ることは、私としては希望いたしま  
せん。それから先ほどから申しましたよ

うに、競輪の運営については十分審議  
会の運営によりまして、浄化とい  
すか社会悪のなるべくないやうな方法  
をとるやうにしたいと思ひます。

○田中委員長 伊藤卯四郎君。

○伊藤(卯)委員 大した法案じゃあり  
ませんから、そう改まつてたくさんお  
聞きするほどのこともありませんけ  
れども、ちよつと了解できぬ点があり  
ますから、何点かお伺ひしておきたい  
と思ひます。大臣も御存じのように、こ  
れは昨年の第十九国会で、委員会にお  
きまして、その機構、処置については  
政府はすみやかに助成するやうにとい  
うことは附帯決議できめられてゐる。  
ところがその間どういふやうに検討し  
たかという御報告もありません。なお  
五年間もさらに考へたいといふやうな  
ことになつてくると、国会の決議に對  
して政府側では一体どういふ責任を感  
じてこの問題を扱つておられるのか。  
政府はすみやかにといふことをまじ  
に真剣にお考へになつておられれば、  
私は今大臣の御答弁になつたやうなこ  
とは当然おつしやられないのだから  
と思ふ。それから地方財政云々とい  
うことでございまして、私はそのこと  
は羊頭を掲げて狗肉を売るといふ言  
ではなからうかといふ氣が実はいた  
します。と申しますのは、なるほど競  
輪を扱うところの地方自治体で自分の財  
源を得ておるといふことは事実であ  
ります。ところがその財源も内面にお  
いては、先ほど永井君も言われたやう  
な非常に悲惨な悲劇が繰り返されて  
おる。財源を得るためにはどんな悲劇、  
悲慘があつてもかまわないといふ政  
治のあり方は、私は善政でなく惡政だ  
と思ふ。だから、そういう点も私はもつ

と真剣に考えるべきじゃないか、こう思う。そこで私のお尋ねしたいのは、この昨年の委員会の決議をどのように尊重されておるか。それから地方財政云々ということで、そういう悪の金をもって、期限をいたずらに引き延ばしていかうというやり方は、これは絶対に政治のとりざるところでなければならぬと思う。そういうことについて大臣はどのようにお考えになつてゐるか。先ほど永井君に対する御答弁でいろいろおっしゃられておるが、あの程度のことではどうして私は了解することができないのであります。やはりもう少し善政を行ふ立場から真剣にお考えになつていただきたいと思ひます。大臣の御意見を伺いたい。

○石橋國務大臣 根本問題は競輪を存続させるかどうかということでありまして、その点は先ほどから申しましたようにいろいろな事情がございますので、できるだけ欠点を除去する方策を講じつつ、もう少し存続したいというのが政府の私どもの考えであります。ただ、その入つてきます金等の処理につきましては、今度の法案にありますように、十分嚴重に監督ができる処置を講じて間違ひのないことを期したい、こういうふうな考えでございます。

○伊藤(卯)委員 どうも大臣は、道義的な精神的な点についてあまり関心を持つておられぬと見えて、この点においては真剣な御発表がないようなわけで、それは石橋さんは経済学については専門家からぬけれども、私にはもつと道義的な点においてもお考えになるということが政治家としては大事な点じゃないか、こう思う。これは

同じことを繰り返すことになりまして、競輪なり競馬は昔からあったことでありますけれども、その他のオート・レースとかあるいはその他いろいろな戦後に至つてはきつてしまつておりましたが、こういうものの盛んになつておられます結果からくるその悲劇のうちの一つとして、これは政府機関から発表されてあることであるから大臣もお聞きになつたことがあるかどうか知りませんが、たとえばこれはここで申し上げるような意見がありまじせんけれども、御参考までに申し上げておくのですが、たとえばヒロポンのごときにおきましても、今十五才から二十五才までの者は百万人のうちにその八〇%を占めておる。それが一人が一日に平均三十本くらゐのヒロポンの注射を打つておる。ところが原価は一円五十銭のものを三十円で売つておる。これを製造しておる者は第三

国人が七割であるというのを政府機関が調査発表をしております。これなども私はやはり次の時代の日本のことを考えるならばうつておけない問題である。これはもちろんこの商工委員会の問題じゃありませんけれども、しかしながら、やはりこういう一つの賭博行為の発展する結果はそういうところまで発展していくものであることを、われわれ政治をやる者としては真剣に考えてみなくてはならぬと思ひます。そういう点から、今の競輪その他のばくち行為についても私はもつと真剣に考へて、地方財政に幾らかの財源になるからというところでこれをいたすにあまいな形で引き延ばしていかうということ、これは断じて政治のとりざ

るところでなければならぬと思ひます。こういう点についてもう一ぺん、大臣はどういうことをお考えになつてゐるかを、ただ地方財源のために云々ということだけでは、これは政治の上から見て納得できませんので、この点についてあなたの見解をぜひこの際伺つておきたい。

○石橋國務大臣 賭博行為が横行するということとは、お話の通りわれわれも決して希望するはずはない。こういうことは差しとめたい。それからヒロポンは、これは非常な弊害がある。これは現在政府も相当これの取締りその他については苦心をして処置をしようといつておられますが、しかしさつきも申し上げましたように、一種の娯楽といふんです。賭博行為というものは、議論になるかもしれないが、どうして人間に一種のスペキュレーションの傾向があるものですか、何かの形でそういうものが出て参る。それだから競輪がいいとは申しませんが、それと違ってその弊害がないようにするということとはぜひ必要でありますから、これをやりたい。しかしながら、それでは競輪をとめたらその賭博行為の弊害が全面的に解除できるかという、これもなかなかむづかしい問題だと思ふので、いろいろの方面から――先ほど永井君からお話がありましたように、人心の作興ということも必要であります。たとえば野球とかいうものは賭博の弊害はございせんが、しかしああいふものをまっ昼間大ぜいの人間が見ておるというやうなことも、実はやかましく言へば必ずしも健全な状況ではないと思ひます。けれども、これもいきなりとめてしまつて、それ

ではそのかわるものを何か与えてすぐ人心の作興ができるかという、そのうでもないであります。そこでこういう問題はあまり急激な処置をしない方がいいのではないかと、いろいろの考へ方。それからいつてマンマンデに、いつまでも弊害をうちやうておくという意味ではございせん。そこで今までも御承知のように、この前やりましたように、とにかく競輪、競馬については開催日を制限をして、なるべく皆が働くべきときに大ぜいの者があつて集まるという度合いを減らそうということを一応いたしたわけでありまして。そういう処置によつて漸次これ改善していかう、かようなのがたまたまの考えでございます。

○伊藤(卯)委員 それ以上はもう二人の見解の相違で、議論になりますから申し上げませんが、ただ一言申し上げておきたいのは、御存じのように、戦前は公認賭博行為といふものは競馬ぐらいのもので、戦後に至つてもその公認賭博がある。ところが、それなら戦前はそれでしんぼうできなかったかといふと、けつこうしんぼうできなくて、そういう犯罪は起きなかつた。戦後それを放任しておいて、これをとめたら別個に何か起るであらうというところは、これは国の善政をしる考へ方としては、私はそういう考へ方であつてはならぬ、こう考へる。しかしあなたとこれを議論していったのはどこまで議論していかうからぬからこれは申しませんが、問題を処理、解決されるについてはやはりそういうこともお考へになる必要があるであらうことを申し上げておきます。

それから、大体今この収入をどのくらいお考へになつておるか。たとえば昨年度もあれだけ収入がありました。本年度もこれは予算に入つておられようであるが、なぜ予算にこれを入れないのか、そうしてこの金額は大體どのくらいを予定しておられるのか、それから地方自治体の財政財源にどのくらい財政収入を与えておられるのか、その二つの点を一つ明らかにしてお示し願ひたい。

○石橋國務大臣 こまかい数字はもし必要があれば政府委員からお答えさせていただきますが、大體売上高が五百八十億圓ぐらゐ、そのうち一割ないし八割地方財政収入になるわけでありまして、すなわち五十億圓程度の歳入はある見込みであります。それを国家の方への納入金は、振興会へ納入する。そうしてそれを機械産業その他に使ひます分が大體四億五千万圓程度、こういうふうに見ております。

○伊藤(卯)委員 それから運賃審議会の構成等の問題ですが、これをどういう人々をもつて大體構成しようとしておられるのか、並びにその人員をどのくらいをもつて充てようとしておられるか、その点も一つお伺ひしたい。

○石橋國務大臣 それは政府委員より説明させます。

○鈴木(義)政府委員 現在の審議会のメンバーは十五人でございまして、それを五人ばかり追加したいと考へております。現在の競輪運賃審議会のメンバーは、お手元に配付されておる方々、リストがございまして、それをごらん願ひたいと思ひます。さらに五人追加いたしますのは、競輪関係の学識

それから、大体今この収入をどのくらいお考へになつておるか。たとえば昨年度もあれだけ収入がありました。本年度もこれは予算に入つておられようであるが、なぜ予算にこれを入れないのか、そうしてこの金額は大體どのくらいを予定しておられるのか、それから地方自治体の財政財源にどのくらい財政収入を与えておられるのか、その二つの点を一つ明らかにしてお示し願ひたい。

経験のある方々を大体選びたい、こう  
いうふうに考えております。

○伊藤(卯)委員 その学識経験者の問  
題ですが、われわれの知るところでは  
従来役所の関係の人々であるいは評論  
家、そういう人々たちをもつて構成して  
おられるようですが、これはこれだけ  
の従来やつておられるようなメンバー  
ではどうも私は実情に即しておらぬと  
いう気がするのです。あるいはこれと  
ほんとうに取り組んでやる上から見て、  
あるいはこれをどうするかという根本  
問題についてものを考えていく上か  
ら見ても、従来の構成されておる点で  
は不十分であるという気がするのです  
が、その学識経験者というものはどうい  
う人々を大体予定しておられるか、そ  
の点をお聞かせ願いたい。

○鈴木(義)政府委員 具体的にどうこ  
うということではございませんが、競  
輪に關して知識を有し、それに対して  
公正な意見を言える方々、こういうふ  
うに考えております。

○伊藤(卯)委員 どうもはなはだ抽象  
的で、それを私が言いますとまた相当  
攻撃しなければならぬということに  
なつてもどうかと思つて、私は今質  
問中それをさらに追究することはやめ  
ておきますが、はなはだどうも抽象的  
であいまいな点で了解できません。

それからさらにお尋ねしておきたい  
と思ひますのは、こういうような一つ  
の賭博行為であります、たとえは將  
来どのようにこれを扱つたらいとお  
考へになつておるか、あるいは現在  
の機構においても御存じのように非常  
に不十分である、これらを現在どのよ  
うな構想にするか、あるいは將來これ

をどのように扱つていくか、あるいは  
これを法律上どのようにお考へになつ  
ておるか、こういう点、もつと現在及  
び將來に対する根本的な考へ方を一つ  
大臣に率直にお聞かせを願ひたいと思  
ひます。

○石橋國務大臣 この審議会の顔ぶれ  
については、私もまだ相談を受けてお  
りませんから、これを選振する場合に  
は十分たたいま皆さんからお話のあり  
ましたようなことを参酌して人の顔ぶ  
れをきめたいと思ひます。

それから、根本方針というものは、い  
うまでもなく賭博行為があるというこ  
とは好ましくないものでありますから、  
あらゆる方面において、単に競輪だけ  
の問題でなく、あるいは競馬だけの問  
題でなく、一般に賭博行為というのは  
むろん好ましくないものであります。

しかし、この現在の競輪の問題に  
ついては、先ほどから申しますよう  
に、私もどつとすれば急激にこれを政府  
の考へだけで廃止するといふようなこ  
とは行き過ぎであらうと思ひます。こ  
れ、今の審議会上に、われわれの考へ、ま  
た皆さんの考へも十分申しまして、  
そういう考へのもとに適當な処置案を  
作つてもらひたい、こう考へておりま  
す。

○伊藤(卯)委員 いま一点だけ伺つて  
おきたいのでありますが、大体この競  
輪を、ギャンブル、いわゆる賭博行為  
として、地方財政のために必要である  
からといふようなことから認めて、こ  
れを存続せよといふお考へになるの  
か、あるいはまた、スポーツといふの  
もちよつとどうかと思ひますけれど  
も、まあそういうこと等も考へておら  
れるのか、つまり、地方財政のために

やむを得ない、遺憾であるけれどもま  
あ賭博行為としてこれを認めておるの  
か、そうじゃなくて、こういうことを  
できるだけすみやかに排して、明るい  
スポーツ的なものとして將來これを認  
めていこうといふふうにお考へになつ  
ておるのか、その辺の見解を、この法  
案を扱う上におきましてぜひ必要であ  
りますから、一つお聞かせ願つておき  
たい。

○石橋國務大臣 競輪が果してスポー  
ツとして存続する価値があるかどうか  
といふことは、私には実はわからな  
いのであります。でありますから、こ  
れ一つ審議会の議にかけて、果し  
てこれはスポーツとして存続させる価  
値があるかどうかあるといふ論も  
私は聞いております、非常に強いそ  
ういふ議論があることも聞いておりま  
す、しかし私としてこれを現在スポー  
ツとして残すといふ考へはまだ持つて  
おりません。

○田中委員長 八木昇君。  
○八木(昇)委員 競輪の問題に關連し  
たしまして簡単に御質問いたします。  
先ほど永井委員の御質問に対するお答  
え、それからただいまのいろいろなお  
答へ、いずれも非常に抽象的、どう  
も私もどつと理解しがたいので、一  
二点御質問を申し上げたいと思ひま  
す。先ほどの御答へによりますと、結  
局当分の間といふのは大体五年間くら  
いといふふうにお考へしておる、しかし、  
できる限り、一年後、二年後、早期  
間に何らかの結論を得たい、まあこ  
ういふことであつた。といふことは、要  
するに最大限この法律が存続するのは  
五カ年間であつて、できる限りそれ以  
前に何とか考へたい、その場合少く

も五年以内のうちには、現在あるよう  
な姿の競輪の存在は改め、できれば  
これを廃止する、廃止できない場合も何  
らか純然たるレクリエーション的なも  
のにするか、何らかの形にこれを改め  
る、こういう意味に理解していいかと  
うかといふことをお伺ひいたします。

○石橋國務大臣 この法案は金の取扱  
いについての法案でございます。競輪  
がある限りは何かと取扱いの方法を必  
要としますから、そこでまず一応五年  
くらいと考へまして、競輪がある限り  
はこれによつてやつていく、その間に  
競輪の今後の問題を解決して処置し  
たい、かような考へであります。

○八木(昇)委員 それではそのことは  
端的に言へば、五年以内のうちに廃止  
するか、しからずんば現在のような競  
輪の性格を変えるか、こういうふう  
にはつきりした見解であるといふふう  
に理解していいかといふことです。

○石橋國務大臣 大体お言葉の通りと  
思ひます。五年の間になるべく早く、  
審議会の議を経まして、競輪の根本法  
をどうするかといふことを解決いたし  
たい、従つてこれをもう一つ具体的に  
言へば、競輪を廃止するか、それとも  
今伊藤委員からちよつと質問がありま  
したように、これをスポーツなり何な  
りとして存続させるべきものかといふ  
問題を解決したい、かような考へ  
であります。

○八木(昇)委員 それでは別の問題で  
すが、これは昨日政務次官からはつき  
りした御答へがございました。くだ  
いもわかりませんが、本日大臣から  
はつきりした御答へをいただきたいと  
思ひます。現在各所からまだ相当数の  
競輪の許可申請があるのです。今後は

おそろくなかろうと思ひますが、ある  
かもしれない。しかしこれらの問題に  
ついては一切今後は許可しない、こ  
ういふふうに政務次官の方から御答  
へがございましたが、大臣もそのようにお考  
へかどうかを明快にお答へ願ひたいと  
思ひます。

○石橋國務大臣 私もこの前さうい  
うふうにお答へしたように思ひますが、  
許可しない方がいいと思つておりま  
す。

○田中委員長 両案に対する残余の質  
疑は次会に引き繰ぐことにいたしま  
す。

○田中委員長 この際お諮りいたしま  
す。原子力の平和的利用に關する件を  
議題といたし、審議を進めたいと思  
ひますが、御異議ございませんか。  
〔異議なしと稱ふ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認め、さ  
うに決定いたします。

原子力の平和的利用に關する件を議  
題といたします。質疑の通告がありま  
す。これを許します。前田正男君。

○前田(正)委員 両大臣とも非常にお  
忙しいようであります、ほかの委員  
の質問もありません、高橋國務大臣が科学技術行政協議会の  
副会長もされておられますので、この  
点について一点だけお聞きしたいと思  
ひます。

れに伴うところの政府の行政機関であるとかいったものが根本的にきまつてなければならぬと思うのですが、現在までわれわれが政府関係の人から聞いたところでは、暫定的な、政府機関的なものを審議と工業技術院に作るというような話を聞いていたのですが、暫定的なものの方で政府が対外的な交渉をするという事は、どうもおかしいのではないかと。いよいよこれをやるならば、政府としては根本的な法案を作るか、あるいは根本的に行政的な態勢を整えるという決心がなければ、国内の問題はいいですが、対外的な交渉をされる以上は、当然政府としては根本的な行政機関を作るとか、根本的な法律を作るとか、はつきりした態度をきめられておやりになるべきものではないかと思うのですが、それに対してどういふようにお考えになつておられるかお伺いしたいと思ひます。

去数回この問題を検討しているわけでありまして。本日も十二時からその検討に入りたいと思つております。これが交渉に入るということになれば、先方の条件がどういふ条件か、われわれもいたしますれば、研究の自由を阻害するといふものならば交渉に入る必要もない。いろいろそういう点を今検討中でございますが、それと相並行して、ただいま前田さんのおつしやつた国内の受け入れ態勢もさらに検討いたしまして、大体の原案ができましたれば、皆さんの御協力を得て進めたい、こう存じております。

外に出しました調査団が帰つて参りまして、ようやくその報告が五月の六日か八日に提出されました。それを基礎といたしまして、どういふふうな方針で進んだらいいかといふことは目下検討中でございますが、これも急速に検討したいと思ひます。

行政、原子力行政といふものをよくにらみ合はせて考えていこうとしておられるか、その考え方を一つお聞かせ願ひたい。

私もしつちゅう考えておりますことと完全に一致しております。その点につきましては、現在の科学技術の検討のあり方が正しいかどうか。あるいはもつと強力なものにしてやりたい、こういうふうな考えを持っております。今の御意見は十分尊重いたしまして、私は検討を加へたいと思ひます。

○高橋國務大臣 お答えいたします。さしあたり現在審議庁におきまして、原子力の基本方針とか、各省との総合調整をやることにいたしました。技術的なこととか、あるいは実際的に使用する方面につきましては通産省でこれをするといふことで、国内のことは大体そのようになつておるのであります。それから第一にやるべき問題は、アメリカから濃縮ウランの受け入れについて交渉があるのではありませんか。それとの交渉を開始すべきものかどうか、実は一方向的にこの一月十一日に向うから申し出がありまして、さらに四月十八日に公文で申し入れがあるのではありませんか。これの交渉に応じるかどうかといふことの態度をきめることが先決問題と存じまして、過

○前田(正)委員 御説明はよくわかりますが、実は国内におきましても、昨年からすでに原子力の予算がついていて、これは今年度の予算にも関係があるわけでありまして。しかも対外的のみならず、対外的にももうわけでありまして、政府は今後原子力の問題はいろいろに処置していこうとされておられるか、あるいは基本的な法律を作るとか、基本的な原子力をつつとまとめていく行政機関といふもの、たとえばこの間からいろいろな関係の技術者あたりが集まつたようなところでは原子力委員会といふものを作つたらいい、原子力庁みたいなものを作つたらいいといふいろいろな意見があるようでありまして、どういふふうな考え方でいこうとされておられるか、それをお聞かせ願ひたいと思ひます。これは対外的な問題ではなく、対内的にすでに一年間経過した問題であると思ひますが、どうお考えであるか、一つお答え願ひたいと思ひます。

○高橋國務大臣 その問題につきましても、原子力調査研究のために一月来

○高橋國務大臣 たいだいまの御意見は、

○石橋國務大臣 詳しくは御必要があれば政府委員からお答えしますが、大体今日の予算で、今までの計画を変える必要がないという結論に達しております。○齋藤委員 私から申し上げるまでもなく、原子力を中心とする今後の国家のあり方といふものは、これは政治的にも非常に大きな問題であります。むしろわれわれから言わせると、今日の政治の中心といふものは、もう原子力といふものが大きなウエイトを持つてきておると考える。せつかく取つた三億数千万円の予算が、もし濃縮ウランを受け入れて、これの実験のために大半費消されてしまふということになりますと、日本独自の原子力発電に使用

○高橋國務大臣 たいだいまの御意見は、

○高橋國務大臣 たいだいまの御意見は、

○高橋國務大臣 たいだいまの御意見は、

○高橋國務大臣 たいだいまの御意見は、

○高橋國務大臣 たいだいまの御意見は、

○高橋國務大臣 たいだいまの御意見は、

○高橋國務大臣 たいだいまの御意見は、

○高橋國務大臣 たいだいまの御意見は、

○高橋國務大臣 たいだいまの御意見は、

○高橋國務大臣 たいだいまの御意見は、



予算は非常に減殺されていくことになる。もしわれわれが希望できずならば、こういう原子力の基礎調査に関する予算三億数千万円というものは、日本独自の原子力全般に関する研究調査費にとつておいて、特定の双務協定による濃縮ウランの受け入れ、及びそれに付随する実験炉は、適当に予備費か何かから支出してやっていくのが妥当ではないかと考へるのですが、大臣はこの点についてどう考へておられますか、もう一度お聞かせ願ひたいと思ひます。

○石橋國務大臣 今問題になつております濃縮ウランの受け入れには、小型の炉をつくるのですが、それは最初からわれわれの計画しておる基本的な炉をつくるための技術の研究その他に役立つものでありますから、これは矛盾をいたさないといわれれば見ております。ですから今の三億数千万円の予算で、とにかく本年度は今の計画をくつがえさずに濃縮ウランを入れましてもやつて行けると考へております。

○齋藤委員 どうも合点がいきませんが、大臣はお忙しうでしようから、あとは政府委員と折衝いたします。われわれの考へからいくと、三億数千万円のお金では、重水を作つていくだけでも足りない。グラファイトを作つていくその他いろいろものを研究していくといつても、三億数千万円のお金をもつては、重水の研究一つもできない。濃縮ウランをウランをとつて来て、それに付随する実験炉を作るだけでも百万ドルくらいかかる。百万ドルといえは三億六千万円でありまう。そうすると日本独自の研究は何もできないことになりはしないかと思ひます。これはあとで

専門的に政府当局と検討を重ねますから、その結論において、私の主張することが正しいといふことになれば、大臣もお考へ直しをいただきたいと思ひますが、いかがでしようか。

○石橋國務大臣 お説のように専門的のことでありますから、どうか専門家と一つお話願ひたいと思ひます。そしてその結論がお話のようであるならば、むろん十分考へいたすつもりであります。

○齋藤委員 先ほどの前田委員からの御質問に関連して、私も経費長官に一言お尋ねしておきたいことがあります。それはアメリカからの濃縮ウラン貸手の申し込みは、ずいぶん前からあつたと聞いておるのですが、各委員会におきましても濃縮ウランの受け入れについて今日まで事務的取扱ひに非常にルーズであつたという非難が聞えておるようです。この原因を追及して参りますと、結局原子力を専門的に取り扱う責任のある行政機関がないということ。原子力調査団が歸つて参られまうして、その報告も私は承つておりますが、この原子力調査団の報告結論といふものは、これだけ世界的に原子力時代になつて来ておるのに、日本の行政機関の中に百年の大計を定むべき原子力の実際問題に関する責任ある機関がないといふことは、せつかく調査をしてきても、その調査の結論を持つていき場がない、こういうふうに私は承つております。今後原子力問題を中心として、いかなる行政機構をお持ちになるつもりでありますか。われわれといたしまして、原子力問題を取り扱つてゐる世界各國の行政機構を見ますると、非常に大規模な計画のもとに

行われておる。そこで私から申し上げるまでもなく、将来は一切のエネルギー源といふものは核分裂の時代になるというところは事実であります。今日までは重力と化学反応によるところのエネルギー源であつた。それが元素の核分裂によるエネルギーの時代というところになりますと、これは人類社会が何次元飛ぶかといふことであります。私がこの間ホプキンスに、あなたの最後の望みは何かと言つたらば、原子力によつて海水からウランをとりだして、無限制動力化することだ、理想だと言ひました。これは決して理想だけでなく、実現できる原子力時代のありさまだと思ひております。でありますから、原子力時代になりますと、人口問題も食糧問題も、一切解決するといふのが今の學者の一番大きな真の平和を求めるところの中心の考へ方でありまう。それでありまうから、日本におきましても、もう原子力時代に足を踏み入れたのでありますから、この際政府当局は、科学技術、特に原子力を中心としていかなる行政機構をお持ちになるかといふことを、一つ即答でなくともいいですが、またあまり責任をお持ちにならないでも、どういふお考へをもつて新しい原子力時代に対処せんとせられておるか、その御構想を一つ承つておきたいと思ひます。

○高橋國務大臣 ただいま御質問のごとく、私も率直に申しまして、わが國の今日までの原子力に對しての政策は等閑に付せられておつたやうな感じがあつたと私は存じます。これは率直に認めます。それがために昨年来い

ろいろ調査団を出しますし、また外國の狀態等も調べてみますと、どうして今日原子力といふものは、これを武器として使用すれば人類の破壊である、これを産業に利用すれば産業の根本的革命である。特に資源の少い日本として日本を利用するといふことは、どうしても日本の民族が生きて死ぬかといふ重大な問題の岐路に立つておるというところの考へは御質問の通りであります。これに對するやうに國內の態勢も十分きめたい、こういう考へておりますが、今具體的にどうしろ、こういうお話になりまして、これは今ちよつと答へかねるのですが、十分検討いたしまして御期待に沿うやうに私も進んで参りたいと思ひます。

○田中委員長 次に足計書。

○帆足委員 この問題は、新聞によりまして、急転直下政府は態度をきめるというところに承つておりますので、私は審議を急ぐ必要があると思ひます。そこで審議の順序をいたしまして、これは協定か条約かといふことでまだあいまいな御答弁でしたが、かりにアメリカからの申し出を受け入れるといひますと、国会及び委員会との関係はどういふことになるのでございませうか。あらかじめ委員会には自由な論議が行われただけで、政府が独断的にやりになるのであるか。私どもの見解からすれば、多少の秘密事項もあるやうでありますし、予算も伴いますから、当然条約に準じて慎重に取り扱ひになることが適當と思ひますが、いかがなものでしょうか。

○高橋國務大臣 ただいまその問題につきましては慎重審議中であります。本日でもこれからそれをやつてみたいと存じております。そうしてもちろんこれを協定として行政措置でやるか、あるいは条約に準ずるものかといふふうな点は非常に重大な問題と存じますから、十分検討いたしまして、御回答いたしたいと思ひます。

○帆足委員 この問題についての、主管大臣といへばちよつと固苦しいのですが、責任ある大臣はどなたが御担当でございませうか。

○高橋國務大臣 現在の段階におきましては、アメリカと協定するかあるいはアメリカと交渉するか交渉の段階でございまして、現在では外務大臣が主管でやることになつております。

○帆足委員 外務大臣に対しては一般の信頼がきわめて薄く、まことに心もとないと思ひつてあります。従ひまして信頼の厚い高橋さんあたりがもう少し中心になつてやつていただかねば、私は先ほどの齋藤委員の質問に全面的に賛成でありまして、これは重要な問題であります。平和と人類の前に課せられた重大な課題でありまして、この問題を審議することだけでも、私はわが身の光榮を感じるくらいであります。この時代に生れた光榮を感じるくらいの問題でございませう。これで人類のとびらが開けることも間違ひありません。従ひましてこの問題につきましては徹底的な御研究と、それからなるべくすみやかに主管官庁をおきめになつて、そうして充実した陣容をもつて対処さるべきことであると思ひます。

時間がありませんし、松平君からの質問もありますので、先般十數個の問





掛金の受入未済」を「(給付の場合、掛金の受入未済。以下同じ。又は会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)の規定による更生手続開始の決定若しくは商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百八十一条の規定による整理開始の命令若しくは同法第四百三十一条第一項の規定による特別清算開始の命令のあった時における貸付金の回収未済」に改める。

第四條第一項中「六月」を「三月」に改め、同條第二項中「又は調整組合連合会」を「調整組合連合会又は酒類業組合」に改める。

第九條の二第二項中「金融機関」の下に「中小企業金融公庫又は国民金融公庫」を、「債務の保証」の下に「(保証契約で定める期間内に生ずる債務のうち当該期間の満了の時までに弁済期(手形の割引の場合、手形の満期)の到来するものについて、当該中小企業者が履行しなかつた場合、利息及び費用その他の損害の賠償として履行する額を除いた額が保証契約で定める額(以下「限度額」という。)に達するまで、その履行をする責に任ずる保証(以下「特殊保証」という。)を含む。以下同じ。を加え、「百分の六十」を「百分の七十」に改め、「掛金の額」の下に「特殊保証の場合は限度額」を加え、同條第三項中「金融機関」の下に「中小企業金融公庫又は国民金融公庫」を加える。

第九條の三第二項中「又は調整組合連合会」を「調整組合連合会又は酒類業組合」に改める。

第九條の四「百分の六十」を「百分の七十」に改める。

分の七十」に改める。

第九條の五第二項中「この場合において、」の下に「第七條第一項中「三月」とあるのは「一月」とを加える。

第九條の六第二項及び第九條の七第一項中「百分の六十」を「百分の七十」に改める。

#### 附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前に成立している保険関係については、なお従前の例による。ただし、改正後の第九條の五第二項の規定の適用については、この限りでない。

○石橋國務大臣 ただいま議題になりました中小企業信用保険法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

中小企業信用保険法は、中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にするため、中小企業者に対する貸付及び中小企業者の債務の保証につき政府が保証を行いまして、中小企業者の信用力、担保力を補うことを目的とするものであります。昭和二十五年十二月にこの制度が発足して以来今日に至るまで約四年半の間に、三回にわたって改正が行われ、また運用の面におきましても相当の実績を収め、発足以来の実績は、件数で十万一千三百七件、付保額六百二十三億九千万円となつておりまして、中小企業者に対する信用補完上大きな貢献をして参つたのでござい

りますので、従来の経験にかんがみまして、さらに制度の改善と強化拡充を行い、中小企業金融の緩和に資せしめようとするものでございまして。

次に本法案の概要を御説明申し上げます。第一点は、中小企業者の定義を改正し、新たに酒類業組合等を加え、保険の最終受益者の範囲の拡張を図つたことであります。

第二点は、融資保険について、金融機関が保険に付し得る貸付期間を現行の六カ月以上から三カ月以上に短縮いたしまして、保険に付し得る貸付の要件の緩和をはかつたことであります。

第三点は、融資保険について新たに会社更生法による更生手続開始決定または商法による会社の整理開始の命令もしくは特別清算開始の命令のあったときにおける貸付金の回収未済を保険事故に加え、金融の実態に即した保険機能の拡大をはかつたことであります。

第四点は、信用保証協会を相手方とする保証保険について、中小企業者の中小企業金融公庫または国民金融公庫からの借入れ債務に対し、信用保証協会が保証を与えた場合に、この保証債務を保険に付し得るようになしまして、信用保証協会の保証機能を広げようとするものであります。

第五点は、信用保証協会を相手方とする保証保険について、同協会が行ういわゆる根保証を保険の対象にできるやうにいたしました。中小企業振興上きわめて重要な保険目的を新たに果たしたことであります。

第六点は、信用保証協会を相手方とする普通保証保険及び金融機関を相手方とする保証保険について、保険の増

補率を現行の六〇%から七〇%に引き上げて、信用保証協会の機能強化に資せしめたことであります。

第七点は、信用保証協会を相手方とする保証保険について、保険金支払い請求権を行使し得る時期を保険事故発生後三カ月から一カ月に短縮して、融資保険との調整をはかつたことでもあります。以上が本法案の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、可決せられんことをお願いいたします次第であります。

○田中委員長 本案に対する質疑は次会に譲ることといたします。

○田中委員長 この際齋藤憲三君より議事進行に関し発言を求められておりますので、これを許します。齋藤憲三君。

○齋藤委員 貿易特別委員会というものが設けられて、貿易に関する特別の審議、調査をやるといふことになつておるやうであります。この間の通商白書を読みまして、ことごとくこの商工委員会の問題は、貿易に直接間接につながつておる。特別に貿易委員会を設けて、貿易を中心として商工行政全般にわたつて審議するといふふうになつたら、私はこの商工委員会はいらぬと思ふ。何ゆゑにそのやうな重なるか、私は了解に苦しむのであります。これもしかし決定したことであります。いたし方ないと思ふれば、貿易委員

会は一体どういふことをやるのか、この商工委員会は一体どういふことをやるのか、それをはつきりした方が審議の時間を短縮し、また政府当局に対して苦勞を重ねる率も少くなる。われわれもよけいなことを審議する必要はないと思ふ。この点一つ委員長から、貿易特別委員会に対してよろしく御交渉下さいまして、その審議する分野を定めていただいた方がよいと思ふのであります。一つ議事進行のために、これをお取り上げくださるやうにお願いいたします。

○田中委員長 齋藤君にお答えいたします。特別委員会とは国会法の第四十五条の規定によつて議院の決議があつた場合設けることができることになつておるわけでありまして、これは前に各派の申し合せで、改正前の国会法においては明記しておつたのであります。特別委員会を設ける場合は各常任委員会に所管しない事項を所管するために特別委員会を設けるといふことになつておりましたが、今度の国会法の改正後の条文によりましてその規定が除かれております。だから議決があれば特別委員会ができるわけでありまして、その規定において特別委員会が作られたわけでありまして、この委員会との権限紛争が確かにあります。しかも常任委員会はできるだけ数を少くしてというやうな状態で、常任委員会の数は單一化されておるにもかかわらず、屋上屋を重ねるやうなことになると思ふことは、私も委員長として遺憾だと思つております。しかしこれは院議によつて決定したのでありますから、権限紛争が起らないやうに委員長から適当に議長に申し入れを行なつて貴意に沿いたいと思ひます。

○帆足委員 ただいまの問題は、前国会で特別委員会ができましたときもやはり同じ問題がありまして、私の承知しておりますところでは、主として共

産園との貿易が非常に困難な状況にありますので、それに重点を置いて作られた委員会であるということも承わりましたのですが、かりにそういうことでありますれば、私はその問題に重点を置くように両委員長において仕事の調整の打ち合せをはかれるか、また両理事会において仕事の調整をはかれることが適当であると存じますので、齋藤君の発言はごもっともと思ひまして私ども同感でありますから、よろしく取り計らいをお願いします。

○田中委員長 ただいまの御発言の通り、貿易委員会は対共產園国を相手として、その意味でお作りになつたようでありますが、実際の運営上、先ほど齋藤君が申されましたように、本委員会との権限の紛淆を来たしておりますので、特に一部の委員諸君は通産行政を全部やるのだということを言っておられるのでありますので、この問題はこのままにしておけないので適当に処置をいたします。

明日午前十時より会議を開くこととなし、本日はこれをもって散会いたします。

午後零時二十六分散会